

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

平成18年8月策定

平成22年6月改定

平成25年4月改定

平成26年9月改定

平成29年2月改定

令和4年4月改定

令和5年9月改定

鳥 栖 市

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P2
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	P5
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	P9
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	P12
第5	効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	P14
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	P15
第7	その他	P26
別紙1	(第6の2の(1)⑥関係)	P27
別紙2	(第6の2の(2)関係)	P28

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 鳥栖市は、佐賀県の東端に位置し、温暖な気候と市南東部に広がる平坦水田地帯など恵まれた自然条件を活かし、米麦を主体とする農業生産を展開してきたが、近年においては、経営の安定的な発展を図るため、一部の農家ではいちごやアスパラガス、タマネギ、ジャガイモ、キャベツなどの園芸作物の導入が盛んになっている。

今後は、引き続き、高収益作物、作型等を認定農業者と集落営農組織を中心に導入、推進して、地域として産地化を図っていくものとする。また、経営規模の拡大を志向する農家と園芸作物による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本市は、昭和30年代後半からの工場誘致を契機に都市化が顕著に進み、農業構造は恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、農畜産物の輸入拡大や、価格の低迷に加えて、農業従事者の高齢化、後継者不在により担い手不足が深刻化し、農家戸数も減少し続けている。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

農地は資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化や担い手不足が進む中、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進むようになった。

このような中、兼業農家や高齢農家等から担い手へと農地は移動し、担い手の規模拡大が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、一方で経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的かつ総合的な利用が困難な状況でもある。

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり430万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 3 本市は、将来の本市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を基調として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業などの施策を総合的に実施する。

まず、本市は、佐賀県農業協同組合、本市農業委員会、東部農林事務所、三神農業振興センター等と十分な連携の下で緊密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。さらに、望ましい経営

を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の指導体制を基本として営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断をし、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業については、地域計画の実現に向けた農地売買等特例事業、及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図って、規模拡大や農地の平坦化を推進する。

- 4 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を検討する。地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号（以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は経営組織体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することにより、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、三神農業振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に即した生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、広く、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、本市農業委員会の支援による認定農業者・認定新規就農者への農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求め制度の積極的活用を図るものとする。

また、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を支援し、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集積・集約化を推進する。

担い手の確保が困難な中山間地域等では、農作業の受け皿となる農作業受託組織の設立と機械の共同利用を推進する。

さらに、地域内に農用地等の借受けを希望する担い手が他にいない場合には、農協の意向を踏まえつつ農協による農業経営についても展開を図るとともに、地域の意向を十分に踏まえつつ、新規就農を希望する者や農業参入を希望する企業など、地域内外から多様な担い手を確保する。

5 本市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を実現するために、本市及び周辺地域における優良事例を考慮して、本市における効率的かつ安定的な農業経営の指標を示すと次のとおりである。

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
施設いちご (土耕栽培)	いちご= 35a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設いちご (高設栽培)	いちご= 24a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト)	トマト= 50a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト) + ミニトマト	トマト= 25a ミニトマト= 15a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
こねぎ	こねぎ= 90a	①播種期の組合せによる周年出荷体制
アスパラガス	アスパラガス= 36a	①3.5t/10a だけのための栽培技術の徹底 ②保温・立茎時期の組み合わせによる労力分散

水稲+大豆+ 麦+たまねぎ	水稲= 2.6ha 大豆= 1.26ha 麦= 2.2ha たまねぎ= 1.8ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+たま ねぎ	水稲= 1.95ha 大豆= 0.89ha たまねぎ= 2.16ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆 +麦+たまねぎ+ キャベツ	水稲= 2.6ha 大豆= 1.22ha 麦= 1.2ha たまねぎ= 1.4ha キャベツ= 1.4ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤露地野菜の機械化による省力化と規模拡大 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散 ⑦契約栽培による経営の安定
水稲+大豆+麦+ ブロッコリー	水稲= 6.11ha 大豆= 3.29ha 麦 = 8.46ha ブロッコリー= 0.94ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ 麦+作業受託	水稲= 5.27ha 大豆= 2.84ha 麦 = 8.1ha 作業受託(収穫)= 8.0ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②農地の面的集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④品種の組合せによる作期幅拡大

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとする。

#### ○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立

- ・ 企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 雇用労働力を活かした企業的労務管理の実施
- ・ 地域間・経営体間の労働力調整
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、2～3人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農法人 組合員 25 名 経営面積 25ha 水稲+大豆+麦	水稲=16.25ha 大豆=8.75ha 麦 =25.0ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 25 名 経営面積 50ha 水稲+大豆+麦	水稲=32.5ha 大豆=17.5ha 麦=50ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 125 名 経営面積 250ha 水稲+大豆+麦	水稲=162.5ha 大豆=87.5ha 麦=250ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ④大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、構成員個人や機械利用組合等が所有する機械について、有効活用や整理合理化を図るなど、地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・ 複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内（組織内）における役割の明確化と労働の適正評価
- ・ 経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集



- ・共同作業によるプール計算方法の導入

○農業従事の態様等

- ・組織運営(雇用契約)に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注)

- 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。
- 2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1の2で掲げた目標に到達することを基本とする。

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
施設いちご (土耕栽培)	いちご= 21a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設いちご (高設栽培)	いちご= 14a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト)	トマト= 30a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト) +ミニトマト	トマト= 15a ミニトマト= 9a	①耐病性品種の導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施
こねぎ	こねぎ=54a	①播種期の組合せによる周年出荷体制
アスパラガス	アスパラガス= 22a	①3.5t/10a だけのための栽培技術の徹底 ②保温・立茎時期の組み合わせによる労力分散

水稲+大豆 +麦+たまねぎ	水稲= 1.56ha 大豆= 0.76ha 麦= 1.32ha たまねぎ= 1.08ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+たま ねぎ	水稲= 1.17ha 大豆= 0.53ha たまねぎ= 1.3ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ 麦+たまねぎ +キャベツ	水稲= 1.56ha 大豆= 0.73ha 麦 = 0.72ha たまねぎ= 0.84a キャベツ= 0.84a	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤露地野菜の機械化による省力化と規模拡大 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散 ⑦契約栽培による経営の安定
水稲+大豆+ 麦+ブロッコ リー	水稲= 3.67ha 大豆= 1.97ha 麦= 5.08ha ブロッコリー 0.56ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+ 麦+作業受託	水稲= 3.16ha 大豆 = 1.7ha 麦 = 4.86ha 作業受託(収穫)= 4.8ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②農地の面的集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④品種の組合せによる作期幅拡大

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るためなど地域の実情に即したものとする。

#### ○経営管理の方法

- ・記帳による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・経営管理・栽培技術向上のための各種研修会等への参加

- ・経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、1～2人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型法人 水稲+大豆+麦	水稲=9.75ha 大豆=5.25ha 麦=15ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・組織運営(雇用契約)に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注)

- 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。
- 2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1の5で掲げた目標に到達することを基本とする。

## 第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

#### (1) 担い手

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制やヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### (2) 次世代の農業を担う新規就農者

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、本市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な指導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、本市農業委員会、佐賀県農業協同組合、東部農林事務所、三神農業振興センター等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

#### (3) 多様な担い手等

本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 市が主体的に行う取り組み

幅広いルートから意欲ある人材の確保を行うため、就農希望者及び農業に関心のある社会人等を対象とした就農相談会及び就農相談窓口を通じた幅広い就農促進等を積極的に行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の育成に向けて、三神農業振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の案内や、補助事業等の支援、資金調達のサポートを行う。

加えて、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となる

フォローアップを行うとともに、認定新規就農者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

面積のシェア：80%程度

農用地の集積率は、令和6年度までに策定される地域計画を通して、集落営農組織や認定農業者、新規就農者等への集積を推進し、80%へと向上させる。

(注)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は、おおむね10年先とする。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、本市農業委員会、農地中間管理機構、佐賀県農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、佐賀県が策定した「佐賀県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即し、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

なお、②利用権設定促進事業や別紙1・2等、利用権設定促進事業に関する事項については地域計画を策定するまで、もしくは法の改正後の2年間の経過措置までとする。

- ① 地域計画推進事業の推進
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

### 1 地域計画推進事業の推進

地域計画の策定に当たって、協議の場の設置方法については幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、農業者、鳥栖市、本市農業委員会、農地利用最適化推進委員、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、佐賀県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を鳥栖市農林課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

鳥栖市は、地域計画の策定に当たって、佐賀県・本市農業委員会・農地中間管理機構・佐賀県農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施すること。

地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう適切な運用を図ることとし、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積・集約化を推進する。

集落営農組織や大規模な個別経営体を有するなど十分な担い手が確保できている地域においては、担い手を中心とする話し合いを設け、農地を集約して利用権を設定するこ



とを推進する。また、担い手不足の地域においては、幅広い関係者で丁寧な協議を進め、新規就農や外部地域からの担い手及び企業・法人の参入など積極的に検討し、農地が適切に活用されるよう農地の集積・集約化を推進する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合や農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来に農業後継者が確実に確保できる等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地についての所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号（以下「政令」という。）第3条で定めるものを除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうと認められたもの。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下継続的かつ安定的に農業経営を行なうと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行なう耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設

定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）満了日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 鳥栖市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が果たしたときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部を対象とする土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域の農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 佐賀県農業協同組合は農用地利用改善事業及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる場合、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による鳥栖市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、佐賀県農業協同組合又は鳥栖市土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について鳥栖市長に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための

次に掲げる事項、その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、鳥栖市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板へ掲示し、公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを鳥栖市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 鳥栖市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるも

のとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 鳥栖市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。鳥栖市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、佐賀県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域の農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長・支援するため、地域の農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（(1)から数集落を基本としつつ、土地利用調整が共同乾燥施設等の単位で行われている場合はその単位）とするものとする。ただし、農用地の利用関係の調整や共同での農作業を行う際において、効率的に事業を展開できる場合については、集落の一部を除外する

ことができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域の農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法

人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農



作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるような必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、東部農林事務所、三神農業振興センター、本市農業委員会、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等  
農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

地域計画の実現に当たっては、担い手は受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託業務を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ること。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、水と土に係る生産基盤の整備を図るため、圃場整備、かんがい排水事業等の土地改良事業の導入を積極的に進め、効率的な農用地の利用により安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上で必要な条件整備を図る。

イ 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。

ウ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本市は、本市農業委員会、東部農林事務所、三神農業振興センター、佐賀県農業協同組合、本市土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

本市農業委員会、佐賀県農業協同組合及び本市土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月12日から施行する。

別紙1 (第6の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第6の2(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は6年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でない認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する賃借料情報等を参考に、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外の場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行うものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等事に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>